

# 全部免除者の申請について

学科試験（検定試験・登録試験）の合格者で、実技試験免除者（振興会整備技術講習修了者・一種養成施設卒業者）は有効期間内（※）に全部免除申請を行いませんと、整備士資格を取得することができません。該当する方は下記の要領で必ず申請されますようご案内申し上げます。

**（※）学科試験合格証書、技術講習修了証書、一種養成施設卒業証書等の有効期間は  
その証書に記載の日から2年間です。2年以内に手続きをしないと無効になります。**

## 1. 申請期日

随時受付（毎月20日締め切り）

（但し、20日が土・日曜、祭日の場合は前日が締切日となります）

受付時間 9：00～16：00

（土・日曜、祭日及び郵送による受付はいたしません）

## 2. 申請に必要なもの

①検定申請書（大臣宛申請書）132円 振興会各支所にて販売

（受験した種目ごとに各1枚必要です）

②学科試験合格証書または学科試験合格通知はがき（なるべく合格証書をご持参下さい）

③整備技術講習修了証書 または 一種養成施設卒業証書（卒業証明書）

④郵便はがき（85円）2枚（事前に購入の上、申請者の宛先を記入）

（種目ごとに2枚添付）

⑤2級申請者は3級資格を証明できるもの（合格証書・整備士手帳）提示

（一種養成施設（二級課程）卒業者は不要です）

⑥1級申請者は2級資格を証明できるもの（合格証書・整備士手帳）提示

⑦実務経験が短縮になる学校卒業者は、その卒業証書（卒業証明書）提示

（短縮に相当する学部が不明の場合はお問い合わせください）

⑧実務経験証明書もしくは検定申請書に事業主が記入・社印（代表者印）を捺印する

（一種養成施設卒業者は不要です）

⑨印鑑 ※シャチハタ印不可

⑩申請料 収入印紙 2,450円分

※収入印紙は、事前に郵便局、神奈川県自動車会議所、

川崎地区自動車協会等にて購入のうえ、ご持参ください

**【注意】 記入の際に消せるボールペン(フリクションボール等)は使用しないで下さい**

## 3. 申請受付場所

振興会本部

川崎支所

相模支所

湘南支所

愛川支所

都筑支所

教育センター

《合格証書の交付について》

国土交通省より交付され次第、各自の連絡先にはがきにて受渡日をご連絡いたします。なお、交付には、約2ヶ月かかります。